

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0979-43-6610 / 0979-43-2603 (午前11時～午後3時まで)

担当 稲数 公理

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム望箭荘の概要

(1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	4473000216
事業所名	特別養護老人ホーム 望箭荘
所在地	大分県中津市三光森山851番地

(2) 施設の職員体制

- | | | | |
|---|-------------------|--------------|---|
| 1 | 管理者 | 1名 | 施設の管理業務に従事するものとする。 |
| 2 | 医師（非常勤） | 1名 | 入所者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。 |
| 3 | 生活相談員 | 1名以上 | 入所者の生活相談業務に従事するものとする。 |
| 4 | 介護職員又は看護師若しくは准看護師 | 常勤換算方法で17名以上 | |
| | | うち看護師又は准看護師 | 常勤換算方法で 3名以上 |
| | | | 入所者の介護、看護等の業務に従事するものとする。 |
| 5 | 栄養士 | 1名 | 入所者の栄養指導、献立作成等、食事に関する業務に従事するものとする。 |
| 6 | 機能訓練指導員 | 1名以上 | 入所者の日常生活を営むのに必要な、機能の減退を防止するための訓練指導等の業務に従事するものとする。 |
| 7 | 介護支援専門員 | 1名以上 | 施設サービス計画の作成に関する業務等に従事するものとする。 |
| 8 | 調理職員 | 3名以上 | 入所者の食事の調理業務に従事するものとする。 |
| 9 | 事務職員等 | 3名以上 | 事務職及びその他の業務に従事するものとする。 |

(3) 施設の設備等の概要

定 員		5 0 名	静 養 室	1 (2 床)
居 室	4 人 部 屋	3 室 (1 室 4 3 m ²)	医 務 室	1
	2 人 部 屋	3 室 (1 室 2 4 m ²)	食 堂	1
	個 室	2 室 (1 室 1 9 m ²)	機 能 訓 練 室	1
浴 室		3 室 1 1 2 m ² 一般浴槽と特別浴槽があります。	談話コーナー	7 2 m ²

3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成 … 介護支援専門員が担当致します。
- ② 食事 … 管理栄養士のたてる献立表に基づき、調理師が調理しています。利用される皆様の栄養計算、嗜好及び身体の状態等を考慮した、美味しい食事を提供致します。
- ③ 入浴 … 天然温泉です。週に2回以上入浴していただけます。飲用薬効もあります。
- ④ 介護 … 施設サービス計画に沿って、食事、口腔ケア、着替え、排泄、オムツ交換、体位交換、移動の付き添い等の介助を行います。
- ⑤ 機能訓練 … 訓練指導員を中心に、業務課職員が協力して心身の状態に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ⑥ 生活相談 … 常勤の生活相談員が生活に関する相談に応じています。お気軽にご利用下さい。
- ⑦ 健康管理 … 看護師等による密度の高いバイタルチェックを毎日実施や、嘱託医師による週1回の回診もあり、健康管理に万全を期しています。
- ⑧ 理美容サービス … 理容師、美容師の出張サービスがご利用できます。
- ⑨ 行政手続代行 … お気軽にご利用下さい。
- ⑩ 日常費用支払代行 … 衣類、日用品等の購入を代行致します。
- ⑪ 所持品保管 … 貴重品等の金品をお預かり致します。(有料の場合もございます。)
- ⑫ 趣味活動 … ①行事、さまざまな行事が月ごとに計画されています。
②サークル活動、趣味娯楽等のクラブもございます。
- ⑬ その他 … バスツアー、遠足、買い物等ご利用者の企画にもお答え致します。

4. 利用料金

(1) 基本料金

別紙料金表をご参照下さい。

※ ただし、入所後30日間は、1日30円の負担増になります。

※ 自立・要支援と認定された方については、別途ご相談します。

※ 入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

(2) 食費

1日あたり ￥1,445

(3) 居住費

個室 1日あたり ￥1,231

多床室 1日あたり ￥915

※ 入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱いについては、お戻りになられる時まで、居室を確保しておくことを前提に居住費をいただきます。

(4) その他の料金

① 理美容費 ￥1,500

② 電気代 ￥ 30 (日額) (一品目につき)

③ 貴重品管理費 ￥ 7 0 0 （月額）（月の途中に入退所された月は日額 2 5 円）

④ 行政手続代行 実 費

⑤ その他 実 費

上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用、所持品預かり・保管などはその実費について自己負担となります。

(5) 基本料金の減免措置

社会福祉法人による利用者負担軽減制度実施いたします。

(6) 支払い方法

月末締め翌月 1 5 日までに請求、月末までに支払。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

① 要介護 1 以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、電話等で連絡ください。

② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※ 詳細は、生活相談員にお尋ねください

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合

② 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合

③ お客様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合

④ その他

・お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 3 0 日以内にお支払いいただけない場合、またはお客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 3 0 日前までに文書で通知いたします。

・お客様が病院へ入院し、明らかに 3 カ月以内に退院できる見込がない場合または入院後 3 カ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 3 0 日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1 当施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護相談及び援助、社会生活上の便宜の供与。その他の日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- 2 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスの提供を図るものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者等の介護保険サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(2) サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年2回以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束の有無	○	入所者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、拘束行為は
その他		

(3) 施設利用のお約束

- ・ 面会 面会簿にご記入下さい。面会時間は原則9:00～16:00迄となっています。
- ・ 外出・外泊 所定様式にて事前に届け出て下さい。
- ・ 飲酒 原則禁止ですが、ご相談下さい。
- ・ 喫煙 敷地内禁煙です。
- ・ 備えている設備 ご利用については、職員に申し出て下さい。
- ・ 宗教活動 ご遠慮下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理等 貴重品管理サービスをご利用下さい。
- ・ その他 ご相談下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 … 自衛消防隊編成に基づく非常呼集で対応します。
- ・ 防災設備 … 設備点検業者による点検を年2回以上実施しています。
- ・ 防災訓練 … 毎月1回以上実施します。
- ・ 防火責任者 … 木村 誠

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

① 利用者からの相談、文書などによる苦情の対応

- ・相談、苦情に関する窓口として下記の担当者を設けております。

担当者：事業課課長 惣路 和人 電話 0979-43-6610／0979-43-2603

- ・文書などの苦情につきましては、担当者へ直接お渡しいただくか、施設内に「御意見箱」を設置しておりますので、そちらへお願い致します。担当者が定期的にチェックを行い、苦情対策委員会にて検討を行います。

② 円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順

1. 苦情の受付

苦情は、電話・面接・書面等により苦情受付担当者が随時受付をします。なお、第三者委員も直接、苦情を受付けることができます。

2. 苦情解決のための第一次話し合い

受付をした苦情は、その内容や苦情申出人の希望等を確認し、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図ります。(苦情申出人の希望により第三者委員が入り、解決を図ることもできます。)

3. 苦情解決のための第二次話し合い

苦情申出人と苦情解決責任者による、第一次話し合いで解決できない場合は、第三者委員による解決案の調整・助言を得ながら、話し合いによる解決を図ります。

4. 解決困難な苦情について

第二次話し合いで解決出来ない苦情は、大分県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。また、市町村の介護保険担当課や大分県国民健康保険団体連合会に申し立てることが出来ます。

直心会 苦情解決委員会	
第三者委員	
・山本 勉（中津市民生委員）	電話 0979-43-6103
・宇都宮信子（法務省人権擁護委員）	電話 0979-43-6047
・松尾 慶一（社会福祉士）	電話 0979-43-2043
苦情解決責任者	
・佐藤 大輔（望箭荘施設長）	電話 0979-43-6610
苦情受付担当者	
・惣路 和人（望箭荘事業課課長）	電話 0979-43-2603

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 中津市市役所介護長寿保険課 TEL 0979-22-1111 FAX 0979-26-1217
- ・ 大分県運営適正化委員会 TEL 097-558-0300 (内線250)
- ・ 大分県国民健康保険団体連合会 TEL 097-543-8470

10. 当法人の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 直心会
代表者役職 氏名	理事長 梶 原 諭
本部所在地・電話番号	大分県中津市三光森山823番地2 0979-43-6181

定款の目的に定めた事業

- | | |
|-----------|--|
| 第1種社会福祉事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設の経営 ・ 障害者支援施設の経営 ・ 特別養護老人ホーム経営 |
| 第2種社会福祉事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉サービス事業の経営 ・ 相談支援事業の経営 ・ 障害児通所支援事業の経営 ・ 老人短期入所事業の経営 ・ 老人居宅介護等事業の経営 ・ 老人デイサービス事業の経営 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 |

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	通所介護	1カ所
	訪問介護	1カ所

11. 協力医療機関

名 称 梶原病院
所在地 大分県中津市中殿町3丁目29番地の8
診療科 内科、外科、整形外科、胃腸科、泌尿器科

名 称 大貞病院
所在地 大分県中津市大字中原8
診療科 精神科、内科

名 称 中津皮膚科
所在地 大分県中津市中央町1-9-36
診療科 皮膚科

名 称 おぞ歯科医院
所在地 大分県中津市中殿町3-24-9
診療科 歯科

12. その他

..... 契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者 (事業所番号 4473000216)

所在地 大分県中津市三光森山851番地

名称 特別養護老人ホーム望箭荘 ㊞

説明者 所属

氏名 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 ㊞

代理人 住所

氏名 ㊞

続柄

身元引受人 住所

氏名 ㊞

続柄

特別養護老人ホーム望箭荘 料金表

(1) 基本料金（介護保険サービス）

		1日あたりの 自己負担額（1割）	1日あたりの 自己負担額（2割）	1日あたりの 自己負担額（3割）
①	要介護1	¥589	¥1,178	¥1,767
	要介護2	¥659	¥1,318	¥1,977
	要介護3	¥732	¥1,464	¥2,196
	要介護4	¥802	¥1,604	¥2,406
	要介護5	¥871	¥1,742	¥2,613

(2) 加算

②	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	¥6
	個別機能訓練加算	1日あたり	¥12
	日常生活継続支援加算	1日あたり	¥36
	協力医療機関連携加算	1月あたり	¥100

	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記①、②により算定した金額の1000分の140に相当する金額	
--	--------------	---------------------------------	--

(3) 食費

③	食費	1日あたり	¥1,445
---	----	-------	--------

(4) 居住費

④	従来型個室	1日あたり	¥1,231
	多床室	1日あたり	¥915

※ 1日あたりの自己負担額（参考）

	自己負担額（1割）		自己負担額（2割）		自己負担額（3割）	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要介護1	¥3,409	¥3,093	¥4,142	¥3,826	¥4,875	¥4,559
要介護2	¥3,489	¥3,173	¥4,302	¥3,986	¥5,115	¥4,799
要介護3	¥3,572	¥3,256	¥4,468	¥4,152	¥5,364	¥5,048
要介護4	¥3,652	¥3,336	¥4,628	¥4,312	¥5,604	¥5,288
要介護5	¥3,731	¥3,415	¥4,786	¥4,470	¥5,841	¥5,525

- ※ 入所後30日間は、1日30円の負担増になります。
- ※ 貴重品管理費として、月額700円が別途負担となります。
- ※ 電気製品持込の場合、一品目につき1日30円の負担増となります。
- ※ 入所期間中に入院又は外泊した場合の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますので、ご了承下さい。
- ※ 所得の状況により、減額の制度があります。（食費、居住費）
- ※ 主治医の指示により、療養食加算1日60円を算定する場合があります。
- ※ 上記（2）の加算につきましては、自己負担額の割合によって変動します。